

都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託 実施要領

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、本市の子育て環境の充実に向け、屋内型の遊戯施設及び屋外広場の機能を持ったこどもの遊び場を整備するに当たり、基本的な考え方としての基本方針の検討から、造成計画や機能配置に基づく必要な諸室の規模や配置計画図、概算事業費等を検討し、円滑に設計業務へ移行するための整理・検討・準備を行うことを目的とする。

(2) 内容

別紙1 仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 提案上限額

30,174,467円（消費税及び地方消費税相当額 2,743,133円を含む。）

2 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、調査・計画・コンサルティングに関する業務であり、広範かつ高度知識及び豊かな経験を有する事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

3 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会設置（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和7年4月7日（月）
公告日【公募型】	令和7年4月10日（木）
参加表明書の受付期間【公募型】	令和7年4月10日（木）から 令和7年4月23日（水）まで
質疑の受付期間	令和7年4月10日（木）から 令和7年4月25日（金）まで
質疑の回答	令和7年4月30日（水）まで随時
参加資格要件の審査通知及び 技術提案書提出要請書の送付	令和7年4月30日（水）まで
技術提案書の受付期間	令和7年4月30日（水）から 令和7年5月13日（火）17時必着
審査（書類・プレゼンテーション審査）	令和7年5月中下旬頃 [予定]
優先交渉権者の選定・通知	令和7年5月下旬頃 [予定]

契約締結日	優先交渉権者との交渉が調い次第、速やかに締結する。
-------	---------------------------

4 指名型か公募型かの別

公募型

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (3) 市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 宮崎県内に、営業所(本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店等に限る。)を有する者であること。
- (6) 都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱(平成23年度告示第311号)第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿(以下、「名簿」という。)に、建設コンサルタント(都市計画及び地方計画)の有資格業者として登載されており、現に競争入札参加の資格を有していること。
- (7) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 次の要件を全て満たす業務を元請として受託し履行した実績を有する者であること。
 - ア 平成27年度以降に完了したものであること。
 - イ 本件と同種又は類似の業務であること。
- (9) 次のアからウまでの全ての技術者を配置できること。なお、アからウまでの技術者については、兼務不可とする。

ア 管理技術者

技術士法に基づく技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術管理部門:都市及び地方計画)又は、RCCM(都市及び地方計画)のいずれかの資格を有する者、又は建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定により都市及び地方計画部門の技術管理者として認定された者であり、かつ本件と同種又は類似の業務実績を有する者。

イ 照査技術者

技術士法に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画）又は、RCCM（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有する者、又は建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定により都市及び地方計画部門の技術管理者として認定された者。

ウ 担当技術者

本件と同種又は類似の業務実績を有する者。

6 有していることがより望ましい資格等

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士が、担当技術者として1名以上配置されていることが望ましい。

7 参加表明書の提出要領

（1）作成要領

ア 参加表明書（様式第3号）

イ 事業者概要（任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）

（2）提出期間

令和7年4月10日（木）から4月23日（水）まで

（3）受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とする。

（4）提出方法

持参又は書留郵便により、「14 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

（5）提出部数

1部

（6）参加申込の結果通知及び技術提案書等提出要請書の通知

参加申込の結果について、参加資格確認結果通知書で令和7年4月30日（水）までに通知すると共に、技術提案書提出要請書を送付する。

（7）辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

ア 提出書類 辞退届（様式第2号）

イ 提出期限 令和7年5月13日（火）まで

ウ 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

エ 提出方法 持参又は書留郵便により、「14 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

8 技術提案書の提出要領（詳細については別紙2の技術提案書作成要領に基づくこと）

（1）提出書類

- ア 技術提案書等提出書（様式第4号）
- イ 会社概要（様式第5号）
- ウ 業務実績（様式第6号）
- エ 業務実施体制調書（様式第7号）
- オ 管理技術者・照査技術者・技術者の経歴等調書（様式第8号）
- カ 再委託調書（様式第9号）
- キ 技術提案書（任意様式）
- ク 見積書（様式第10号）

（2）提出期間

令和7年4月30日（水）から5月13日（火）まで

（3）受付時間

平日午前9時から午後5時まで

（4）提出方法

持参又は書留郵便により、「14 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

（5）提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写でも可）

9 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年4月10日（木）から4月25日（金）まで

イ 受付方法

質問書（様式第1号）を電子メールで提出し、電子メールの件名は「都城市こどものおそびば整備基本計画策定業務委託質問書（法人名）」とするとともに、メールの送付後に、「14 応募・問合せ先」へ電話で送信確認を行うこと。

なお、電話での質問等は受け付けない。

ウ 提出先

「14 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法

令和7年4月30日（水）まで随時、市ホームページで公開する。

10 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託選定委員会を設置する。

委員は、都城市の関係職員7名（こども部長、総合政策部総合政策課長、福祉部障がい福祉課長、こども部こども政策課長、土木部道路公園課長、土木部住宅施設課長、教育委員会教育政策課長）で組織する。

(2) 審査方法

ア 書類審査（第1次審査）

提出された技術提案書を、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を、3者選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施するものとする。

イ プレゼンテーション、ヒアリングによる審査（第2次審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉者を選定する。

ウ 日程

令和7年5月中下旬頃〔予定〕

（日程については別途連絡する。）

エ 出席者

1者3名以内

オ 実施時間

1者 25分以内（セッティング・撤去を含む）〔予定〕

カ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり。

最低基準点を6割とし、委員の総合計点が、満点の6割以上となる参加者がいなかったときは、優先交渉者を選定しない。

なお、提案者が1者のみの場合でも、委員の総合計点が、満点の6割以上の場合は、優先交渉者として選定する。

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果

通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を提案要請において特定し、発注者に指示すること。

1 1 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) その他

ア 契約代金の支払は、「完了払」とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

1 2 資料提供に関すること

(1) 次に掲げる参考資料については、参加表明書の提出を行った事業者のみ、必要な場合は、電子メールで依頼することとし、電子メールの件名は「都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託データ提供依頼（法人名）」とすること。

なお、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

ア 令和6年度における屋内遊戯施設に係る検討の結果

イ 都城市こども計画及び計画策定に係る各種調査結果

(2) 受付期間

令和7年4月10日（木）から4月23日（水）17時まで（平日のみ）

1 3 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

オ 優先交渉者の選定までの間に、市の競争入札において指名停止措置を受けた場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

1 4 応募・問合せ先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都城市こども部こども政策課こどものあそびば整備推進室 清・石川

電 話 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)

F A X 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 2 0

E-mail kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp